

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成31年2月12日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 高橋 慎
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月15日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2018年3月 末日現在)	事業の内容	
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。	
池田泉州T T証券株式会社	1,250		
株式会社S B I証券	48,323		
ぐんぎん証券株式会社	3,000		
寿証券株式会社	305		
四国アライアンス証券株式会社	3,000		
第四証券株式会社	600		
高木証券株式会社	11,069		
日の出証券株式会社	4,650		
百五証券株式会社	3,000		
松井証券株式会社	11,944		
むさし証券株式会社	5,000		
楽天証券株式会社	7,495		
株式会社あおぞら銀行	100,000		
株式会社足利銀行	135,000		
株式会社イオン銀行	51,250		
株式会社池田泉州銀行	61,385		
株式会社大分銀行	19,598		
株式会社関西アーバン銀行	47,039		

株式会社紀陽銀行	80,096	
株式会社きらぼし銀行	() 43,734	
株式会社近畿大阪銀行	38,971	
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	銀行法に基づき
株式会社佐賀銀行	16,062	銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076	
株式会社清水銀行	8,670	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
ソニー銀行株式会社	31,000	
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社千葉興業銀行	62,120	
株式会社南都銀行	37,924	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社宮崎銀行	14,697	
株式会社りそな銀行	279,928	(注)

() 資本金の額は、2018年5月1日現在のものです。

(注) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 「トルコ・ボンド・マザーファンド」の投資顧問会社

名称 ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

資本金の額 500千英ポンド（約74百万円）（2018年3月末日現在）

事業の内容 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないません。

3 【資本関係】

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しております。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しております。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。